

※建築基準法が一部改正されたことにもなつて、平成30年4月1日に「高知市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」が一部改正されています。
建築物等の用途の制限については、添付の新旧対象表のとおり読み替えて下さい。

高知一宮団地地区計画

(平成 27 年 8 月 31 日告示第 172 号)

名 称	高知一宮団地地区計画	
位 置	高知市一宮字大坂，字大谷，字上小僧谷及び布師田字金山の各一部	
面 積	約13.2ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は，高知市北東部の高台に位置し，四国横断自動車道（高知自動車道）高知 I C から 3 k m，南国 I C からは 6 k m で県道北本町領石線が北側に隣接する交通の利便性の優れた地区である。</p> <p>このことから，本地区に地区計画を策定することによって，これらの立地条件を活かした工業団地としての適正な土地利用を図り，周辺環境と調和した快適で潤いのある工業団地の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	本地区は，製造業を中心とする企業の立地を図るための適正な土地利用を誘導し，景観や周辺の自然等との調和に配慮した土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	本地区内において整備する幹線道路，区画道路，広場，緑地等の地区施設の機能が損なわれないように維持，保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>建築物等の用途の混在等を防止し，良好な工業団地としての環境を保全し，周辺環境と調和した良好な景観を形成するため，次に掲げる事項について必要な基準を定める。</p> <p>(1) 建築物等の用途の制限 (2) 敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物等の形態又は意匠の制限 (5) かき又はさくの構造の制限</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	(1) 幹線道路 W=12m (2) 区画道路 W=9.25m
	広場	A=約1,800㎡	
	緑地	A=約3,600㎡	
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項に掲げるもののほか、次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 図書館、博物館その他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (7) 公衆浴場 (8) 診療所 (9) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (10) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (11) 店舗又は飲食店その他これらに類するもの (12) 自動車教習所 (13) 畜舎 (14) 展示場、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これらに類するもの (15) カラオケボックスその他これらに類するもの
	敷地面積の最低限度	500 ㎡	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱面から、隣地境界線及び道路境界線までの距離は2m以上とする。（法面を有する敷地境界線の部分については、隣地境界線及び道路境界線までの距離は2m以上とし、かつ、法肩から1m以上とする。）	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外観、意匠等は次に掲げるものとする。 (1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は、高知市景観計画の規定に則したものとし、周辺の景観に配慮したものとす。 (2) 屋上設置の設備機器及び給水管、ダクト等はできるだけ見えない工夫とし建築物と一体的なデザインとする。 (3) 屋外広告物は、次に掲げるとおりとする。 ア 地色は、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観に配慮したものとすること。 イ 自家用に設置するものに限る。 ウ 屋根面に表示しないものであること。	
	かき又はさくの構造の制限	(1) かき又はさく（門柱及び門扉を除く。以下同じ）を設置する場合は、高さ1m以上の生け垣とする。 (2) 幹線道路に面して、幅2m以上（区画道路に面している場合には1m以上）の植栽帯を設ける場合及び隣地境界線においては、次に掲げる構造のかき又はさくを設置することができる。 ア 高さ2m以下の透視可能なフェンス イ 高さ1.5m以下の生け垣とアのフェンスを併せたもの（幹線道路、区画道路の区分については計画図面に表示） (3) 前二号の制限は、他法令により規定される場合は適用しない。	

区域は計画図表示のとおり

高知一宮団地地区計画

計 画 図

